



上富良野町

日の出公園スキー場

営業期間 12月22日(土)から3月中旬まで
※あくまで予定であり、降雪状況によって前後します。オープン日は12月中旬ごろに決定しますので、お問い合わせください。

営業時間 午前9時から午後8時30分
※ナイター時間は午後4時30分から午後8時30分まで

リフト料金 ・回数券(11回分)
子ども 300円 大人 500円
・1日券
子ども 500円 大人1,000円
※1回券、ナイター券、シーズン券もあります。

☎ 株式会社上富良野振興公社
TEL 39-4200

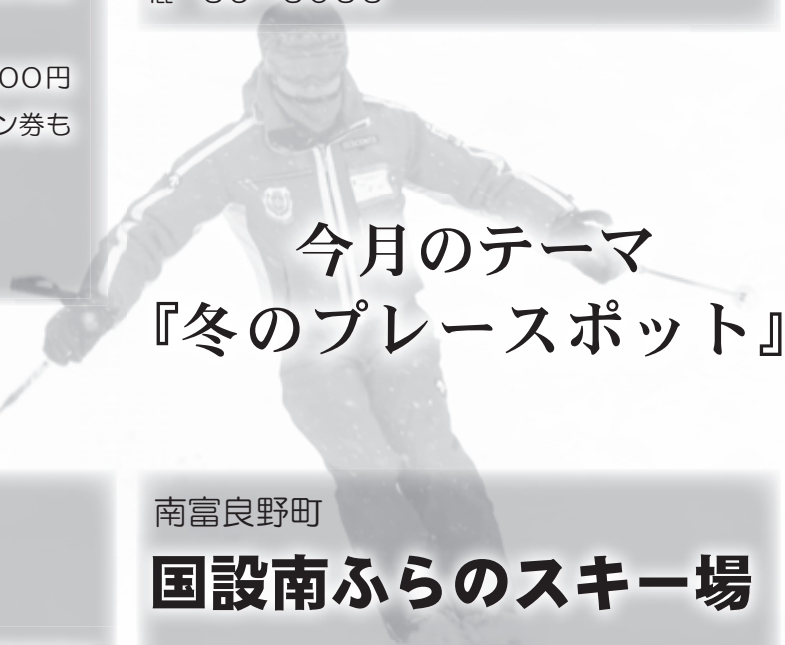
中富良野町

北星スキー場

ウィンターシーズン到来!夏のラベンダー畑が、冬は町の景色を一望できるスキー場になります。積雪状況等によりオープン日程が変動しますので、詳しくはお問い合わせください。

今年もオープンに先駆けて、スキー練習エリア・雪遊びエリアを設けてチューブ滑り、そり遊び等が楽しめます(1月上旬オープンを予定)。

☎ なかふらの観光協会
TEL 39-3033



今月のテーマ 『冬のプレースポット』

富良野市

富良野スキー場

初心者向けの「ちびっ子ゲレンデ」や、上級者向けの「非圧雪コース」「スノーパーク」があり、子どもから大人まで、思いっきりスキーやスノーボードを楽しめます。小学生以下はリフト券が毎日無料ですので、家族そろって富良野スキー場にお越しください。

富良野ゾーン 11月24日オープン

北の峰ゾーン 12月上旬オープン予定

※くわしくは富良野スキー場のホームページをご覧ください。

☎ 富良野スキー場
TEL 22-1111

南富良野町

国設南ふらのスキー場

フラノ・トマム・サホロといった有名なリゾートスキー場に囲まれている中で、雪質・設備とも劣らず、町営だからできる低料金が魅力的!

初級者から上級者まで楽しめますので、ぜひお越しください。

オープン予定日 12月22日(土)

※なお、積雪状況によっては、オープン日が変更になることがあります。

☎ 南富良野町役場企画課商工観光係
TEL 52-2115



新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、歳をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなを支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、歳をとったときや、病気やけがで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

① 将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

② 老後のためだけのものではありません。

国民年金には、歳をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「保険料納付制度」

① 「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

② 「保険料納付猶予制度」

学生ではない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。ご不明な点はお気軽にご相談ください。

☎ 住民課戸籍担当 TEL 56-2123

自賠責保険・自賠責共済のご案内

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成28年の事故発生件数は約50万件、死傷者数は約62万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務付けられ、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人ひとりが、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いの仕組みなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください。